

監査公表第 714 号

行政監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 28 日

京都市監査委員 中 村 三之助

同 鈴 木 正 穂

同 西 村 京 三

同 光 田 周 史

1 平成 25 年度行政監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 694 号）

（区役所及び区役所支所－ 1）

指 摘 事 項
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか (5) 補助事業の遂行 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 b 補助金を原資として他の団体に交付した補助金等について、交付要綱等を定めておらず、また、使途等を具体的に確認していなかった団体については、交付した補助金等に係る実績を適切に確認するようにされたい（2 団体）。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成 26 年度から、区内の各学区団体が事業を行う際、その受付、案内及び勧誘等に従事する謝礼金について、領収書の提出を当該学区団体から受けることとした。 (西京区役所) 平成 26 年度補助金分から、補助金交付を行った各学区・地域の団体から使途等を具体的に記載した報告書の提出を受け、実績を確認することとした。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (6) 物品等の管理 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 b 補助金を原資として購入した切手について、他の補助事業又は他の団体の事務にも使用していた団体については、当該補助事業以外の用途に使用しないよう、明確に区分するようにされたい（2団体）。

講 じ た 措 置
(中京区役所) 補助金を原資として購入した切手については、消耗品台帳において明確に区分し、他の事業で使用しないように改善した。 (山科区役所) 補助事業ごとに経費を区分するため、どの補助事業に使用したものが分かるよう、消耗品台帳の備考欄に補助事業名を記入した。 また、使用頻度の高い一部の事業については、一定期間の使用枚数を考慮したうえで、まとめて購入するが、原則としては送付の都度購入することとした。

(監査事務局)